

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座実施業務
発 注 課	保) 障がい保健福祉部 障がい福祉課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該業務の内容は、知的障がいのある方に対して、介護職員初任者の資格取得を支援し、介護に必要な技術や知識を習得してもらうことで、地域社会を支える一員として社会参加促進の可能性を広げることを目指すものであり、その実施にあたっては、北海道知事の指定を受けた介護職員初任者研修の実施事業者であり、かつ、知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者研修について、専門的な知識と経験を有することが必要である。</p> <p>当該法人は、当該業務を実施するにあたり開催した平成29年度～令和元年度の計3回の公募型企画競争における唯一の応募事業者であり、いずれも募集時に公表した「提案説明書」の主旨に合致した「業務実績」「業務体制」「業務スケジュール」「受講対象者（知的障がいのある方）への配慮」の提示を行っていることに加え、独自提案として、講座終了後の就労機会の拡充につながる取組を提案し選定されている。事業実施にあたっては、当該提案に則して適切かつ確実に業務を履行しており、業務実績からその成果が認められる。さらに、当該業務の性質上、研修終了後の就労状況を把握する必要があることから、継続した事業計画により業務を実施することが必要である。加えて、当該法人は、人や地域に役立つ仕事おこしを進める協同組合として設立された特定非営利活動法人であり、札幌市内で介護職員初任者研修を実施するとともに、北海道からの委託事業として、平成28年度から、知的障がいのある方を主な対象とした障がい者介護技能習得支援事業を実施しており、このような豊富な実績を有する事業者は他にない。</p> <p>以上の理由から、本市が当該業務の委託先として選定する法人は、当該法人において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和3年3月5日